

公募型プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望される方は、必要な応募書類等を提出してください。

令和4年12月21日

瀬戸市長 伊藤 保徳

1 委託業務内容

- (1) 業務名 令和5・6年度広報せと作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和5・6年度広報せと作成業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 業務場所 瀬戸市内

2 参加資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和4・5年度あいち電子調達共同システム（物品等）の業種「01 製造・販売」「05 一般印刷」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 瀬戸市から指名停止措置又は指名見合せ措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている事業者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている事業者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

3 応募手続き

(1) 担当部課・問い合わせ先

瀬戸市 市長直轄組織 シティプロモーション課

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

電話 0561-88-2530 FAX 0561-88-2533

メールアドレス citypromo@city.seto.lg.jp

(2) 公募型プロポーザル実施要領等の入手方法

瀬戸市ホームページから取得することができる。

記事名 「令和5・6年度広報せと作成公募型プロポーザル」

アドレス <http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2022120900013/>

(3) 応募書類の提出

① プロポーザルに関する説明会

ア) 日時 令和4年12月26日(月) 午前10時～

イ) 会場 瀬戸市役所4階 大会議室

※出席の有無は任意とする。同日午後2時以降に瀬戸市ホームページにも課題を掲載する。

② 参加意思表明書

ア) 提出先 前記(1)の問い合わせ先に同じ

イ) 提出期限 令和5年1月25日(水) 午後5時まで

4 選定方式

(1) 別途審査会を設置し、提案書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

(2) 審査会は、次に掲げる理由により原則として非公開とする。

- ・提案には、著作権、特許権、その他提案事業者各社が保有する特別なノウハウ等が含まれることが想定され、提案事業者各社の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあること。
- ・審査委員の率直な意見交換又は意志決定の中立性が損なわれる恐れがあること。

(3) 選定基準

別紙「審査表」に基づき選定を行う。なお、特に重視する項目は以下のとおりである。

- ・テーマに沿った効果的で訴求力があるデザインか。
- ・市民が関心を持てる読みやすいデザインか。
- ・納品までの過程(入稿、校正、製本)における実施体制・緊急時の対応は十分か。
- ・発注者の企画や紙面構成をサポートする提案や体制があるか。
- ・価格が妥当であるか。

(4) プロポーザルの日程及び会場

① 日程 令和5年2月15日(水)

※時間については2月6日(月)頃にメールで通知する。

② 会場 瀬戸市役所1階 104会議室

③ 提案書等 13部(正本1部、副本11部)

※ただし、見積書(積算内訳書)は正本1部

(5) 審査結果

参加したすべての提案事業者に文書で結果を通知する。

5 契約交渉

- (1) 受注候補者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積徴収を行った上で契約を締結するものとする。ただし、当該交渉が不調のときは、評価順位が次に高い者から順に契約締結の交渉を行うものとする。
- (2) 契約交渉にあたっては、提案事業者が提案した内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて発注者との協議等を行った上、決定するものとする。

6 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 上限額を超える金額を提出したとき。
- (2) 提案書の提出方法、提出期限等について本要領を守らなかったとき。
- (3) 記載すべき内容の一部又は全部が記載されていない、記載上の注意事項を守らなかったとき。
- (4) 虚偽の内容を記載したとき。
- (5) 本提案に対して公正な競争を妨げる行為があったとき。
- (6) その他、失格が妥当であると判断される事項があったとき。

7 質問

(1) 質問の方法

「質問票」(様式1)に記入し、電子メールで行うこと。

送付先: citypromo@city.seto.lg.jp

(2) 回答の方法

提出された質問についての回答は、回答期限までに瀬戸市ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) プロポーザルに関する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は提案事業者へ返還しない。
- (3) 提案書類は法令に基づき提案事業者の承諾を得た上で公表する場合がある。
- (4) 審査結果についての異議申し立ては認めない